

特定非営利活動法人 まほろば教育事業団 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は特定非営利活動法人 まほろば教育事業団と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次代を担う青少年・学生の育成のため、我が国の歴史、伝統、文化に学ぶ研修事業を推進すると共にその研究並びに出版普及活動を推進する。また、家庭教育についての地域活動の支援、地域の歴史・伝統・文化を再発見し継承する事業、更には国際交流の事業などを各地域より進める。

その為、全国の大学教員・教師・親・地域の有志による教育ネットワークを形成し、人と情報との相互交流を図り、各自治体との協働による各種教育事業を推進する。そうした教育事業の中で、美しい感性を子供たちの心と地域社会に甦らせ、新たな時代を担う人材を育て、豊かで誇りある町づくり、国づくりを推進する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次ぎに掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 社会教育の推進を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動
- ③ 学術・文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ④ 環境の保全を図る活動
- ⑤ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑥ 国際協力の活動
- ⑦ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑧ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑨ 科学技術の振興を図る活動
- ⑩ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑪ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(本法人の行う事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 青少年を対象とした研修及び支援事業
- ② 青少年を対象とした国際交流及び支援事業
- ③ 家庭教育、子育て支援についての地域活動の支援事業

- ④ 日本の歴史、伝統、文化に関する研究、発表、出版の事業
- ⑤ 優良図書、各種テキストの出版、普及支援事業
- ⑥ 第3条の目的に関する各種講演会、行事の開催、及び講師派遣事業
- ⑦ 全国の大学教員・教師・親・地域の有志による教育ネットワークを形成する事業
- ⑧ 理工系医系関係者、教育者、及びそれを目指す者を対象とした研修事業
- ⑨ 自然との調和を目指す自然環境育成事業及び環境教育事業
- ⑩ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の権利)

第6条 本法人の会員は、次の3種とし、正会員を以て特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動方針を定め運営を主導するために入会した個人及び団体
- (2) サポート会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する為に入会した個人
- (3) 協賛会員 この法人の目的に賛同し、協賛する為に入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 この法人に入会しようとする者、及び団体は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は提出された入会申込書により理事会で諮り、その結果、前項の入会申込者が、第3条に定める目的に賛同し、且つ、本法人の活動及び事業に協力できる者と認められたときは、入会を承諾し、入会申込者に通知するものとする。

3 理事長は、理事会で諮った結果、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 本法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上30人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上6人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない
- 5 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決のに基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告するため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 1 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 20 条 本法人に本会及び本会が実施する事業に対する助言者として顧問を置く。

2 顧問は次に定める役職を置くことができる。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名～5 名
- (3) 顧問 5 名～20 名

3 会長、副会長、顧問への委嘱は、理事長が行う。

第 5 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求としたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または、同様の内容のEメール、FAXのいずれかの方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会に於ける議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合には、総会出席の2分の1以上の同意によって議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって評決し、又は他の正会員を代理人として評決を委任することができる。

3 前項の規定により評決した正会員は、第27条、第28条第2項及び30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものと見なす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による評決者、又は評決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が署名の上、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、または同様の内容のEメール、FAXのいずれかの方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長の出席なき場合は副理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会に於ける議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合には、理事会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって評決することができる。
- 3 前項の規定により評決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による評決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過と概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名の上、押印しなければならない。

第 7 章 資 産

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をする事ができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員Aの4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げるもののうち、総会に於て議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

~~但し~~
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、下記の通りとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員

年会費(個人) 10,000円

(2)世話人

年会費(個人) なし

(3)協賛会員

年会費 個人 一口 10,000円

法人 一口 100,000円

■設立当初の役員

理事長	畠山	圭一
副理事長	吉川	安司
同	丸	幸生
同	山崎	文靖
同	秀	道広
同	岡藤	茂吏
理事	松岡	篤志
同	入川	智紀
同	内田	智
同	越智	薫
同	勝岡	寛次
同	野原	清嗣
同	新田	均
同	竹田	和由
同	蓼	正成
同	小田	雅則
同	山川	洋一
同	永野	雅康
同	北林	幹雄
監事	石井	一行

7 定款の施行、改訂について

この定款は、平成17年11月1日に施行する。

この定款は、平成21年7月13日に施行する。

この定款は、平成26年4月14日に施行する。

この定款は、平成28年1月10日に施行する。

この定款は、平成28年5月11日に施行する。

この定款は、令和5年8月1日に施行する。

この定款は、令和6年4月13日に施行する。

この定款は、令和7年3月21日に施行する。